

(様式2)

随意契約の結果の公表

部(局)等名：教育委員会

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額		所管部課（地方機関）の名称	備考
						名称	金額		
教職員住宅室内設備改修業務の委託契約	R6.6.28	島根県住宅供給公社 松江市古志原4丁目1番1号	1,929,103	167条の2第1項第2号	下記のとおり委託業務を確実に実施できるのは島根県住宅供給公社のみである。 ①H26.10～R2.9まで教職員住宅の維持管理業務を委託しており、現場の住宅状況を詳細に把握している。 ②改修箇所が石見部と隠岐に分かれており、県内各地域に事務所を構えている当該委託先が効率的に事業を実施できる。 ③当課に建築技師がおらず、改修工事の設計施工に関する業務を行うことが困難であり、当該委託先の技術的知識を得ることが最良である。			福利課	
島根県立矢上高等学校電子計算組織（令和3年度導入）に係るWindowsOSアップグレード及びOffice365化業務	R6.6.24	株式会社えすみ松江営業所 松江市西嫁島3丁目2番13号	1,018,600	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	WindowsOSのバージョンアップはシステムの導入業者でないと実施できないため。			教育施設課	

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額		所管部課（地方機関）の名称	備考
						名称	金額		
島根県立浜田水産高等学校電子計算組織(令和3年度導入)に係るWindowsOSアップグレード及びOffice366化業務	R6.6.24	株式会社えすみ松江営業所 松江市西嫁島3丁目2番13号	1,032,900	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	WindowsOSのバージョンアップはシステムの導入業者でないと実施できないため。			教育施設課	
県立学校校内LANシステム【グループB】賃貸借契約(再リース)	R6.6.20	株式会社えすみ松江営業所 松江市西嫁島3丁目2番13号 株式会社JECC 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号	3,680,160	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	賃貸借物件の再リースと するため。			教育施設課	
県立学校校内LANシステム【グループD】賃貸借契約(再リース)	R6.6.21	株式会社えすみ松江営業所 松江市西嫁島3丁目2番13号 株式会社JECC 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号	3,938,880	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	賃貸借物件の再リースと するため。			教育施設課	

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額		所管部課（地方機関）の名称	備考
						名称	金額		
県立学校校内LANシステム【グループF】賃貸借契約(再リース)	R6.6.21	株式会社えすみ松江営業所 松江市西嫁島3丁目2番13号 株式会社JECC 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号	3,512,520	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	賃貸借物件の再リースとするため。			教育施設課	
県立学校校内LANシステム【グループG】賃貸借契約(再リース)	R6.6.21	株式会社えすみ松江営業所 松江市西嫁島3丁目2番13号 株式会社JECC 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号	3,711,840	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	賃貸借物件の再リースとするため。			教育施設課	
県立学校校内LANシステム【グループH】賃貸借契約(再リース)	R6.6.21	株式会社えすみ松江営業所 松江市西嫁島3丁目2番13号 株式会社JECC 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号	4,705,800	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	賃貸借物件の再リースとするため。			教育施設課	

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額		所管部課（地方機関）の名称	備考
						名称	金額		
県立学校校内LANシステム【グループI】賃貸借契約(再リース)	R6.6.21	株式会社えすみ松江営業所 松江市西嫁島3丁目2番13号 株式会社JECC 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号	3,553,440	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	賃貸借物件の再リースと するため。			教育施設課	
県立学校校内LANシステム【グループJ】賃貸借契約(再リース)	R6.6.21	株式会社えすみ松江営業所 松江市西嫁島3丁目2番13号 株式会社JECC 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号	4,378,440	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	賃貸借物件の再リースと するため。			教育施設課	
県立学校校内LANシステム【グループK】賃貸借契約(再リース)	R6.6.21	株式会社えすみ松江営業所 松江市西嫁島3丁目2番13号 株式会社JECC 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号	3,534,960	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	賃貸借物件の再リースと するため。			教育施設課	

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額		所管部課（地方機関）の名称	備考
						名称	金額		
入試版採点支援システムの改修及び運用支援業務	R6.6.10	株式会社教育ソフトウェア 東京都八王子市横山町10-2 八王子SIAビル	1,650,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	県で採用している採点支援システムは、株式会社教育ソフトウェアが提供しているシステムであり、システムの改修・運用支援は同事業者でなければ行えないため。			教育指導課	
企画展「荒神谷発見！一出雲の弥生文化」にかかる展示業務	R6.6.27	有限会社ササキ企画 東京都品川区東品川3丁目22番20号-502	6,050,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	提案競技審査委員会において、事業予定者に選定された者であるため	-	-	古代出雲歴史博物館	